

社会福祉法人光實 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人光實（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員、評議員・評議員選任・解任委員の報酬の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 役員・評議員および評議員選任・解任委員の報酬等は、無報酬とする。

(費用弁償)

第4条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第5条 施設長または統括長を兼務する役員は、職員の給与規定に基づき職員給与として支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(細則)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に細則で定めるものとする。

附則

この規程は定時評議員会の決議日から施行する。

別表1

| | | |
|-----|-----|-----|
| 旅 費 | 宿泊費 | その他 |
| 実 費 | 実費 | 実費 |